

一宮市子ども読書活動

推進計画（第4次）

わくわく どきどき

本とともにだち

～読書のまち いちのみや～



一 宮 市

はじめに

一宮市は、平成19（2007）年3月に「一宮市子ども読書活動推進計画」を策定し、現在の第3次計画に至っています。

図書館ではこれまでこの計画に基づき、子どもたちがたくさんの本と出会い、読書の楽しさやすばらしさを発見でき、いっそう豊かな心が育つよう、家庭や地域、学校等と連携して様々な取り組みを進めてきました。その成果として、平成25（2013）年12月に、子どもの時から読書に親しむことで、読書を基盤とした人づくり、街づくりを進めることを願った、「子ども読書のまち」を宣言することができました。

令和3（2021）年1月に、奈良県生駒市で「子どもの読書環境を整える」と題した全国シンポジウムが開催されました。私も参加して、これまでの本市の子ども読書活動の取り組みについて発表してまいりました。

今、社会全体のデジタル化が急速に進められていますが、デジタルと上手に付き合い、使いこなせる土台を身に付けるためには、子どもたちが、読書を通じて様々なことを学び、自ら考える機会を確保することが大切だと思います。

一宮市はこうした社会の動きや本市の子どもたちの現状を踏まえ、令和4（2022）年度から5年間にわたる「一宮市子ども読書活動推進計画（第4次）」を策定しました。これまでの理念を継承しつつ、未来を担う子どもたちが読書を通して人生をより深く生きていくことができるよう、市民の皆様をはじめ、地域や学校、関係団体と連携して積極的に子ども読書活動を推進してまいりますので、より一層のご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なお力添えをいただいた「一宮市子ども読書活動推進懇話会」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた市民の皆様ならびに関係各位に、心からお礼を申し上げます。

令和4（2022）年3月

一宮市長 中野 正康



～目 次～

| | |
|--|----|
| 第1章 子ども読書活動推進計画（第4次）の策定にあたって | 1 |
| 1-1 これまでの計画策定の背景 | |
| 1-2 計画の方針 | |
| 1-3 第3次推進計画の取り組みと進捗状況 | |
| 1-4 第3次推進計画以降に開始した主な事業 | |
| 第2章 子ども読書活動推進計画（第4次）の基本的な考え方 | 5 |
| 2-1 計画策定の目的 | |
| 2-2 計画の期間 | |
| 2-3 計画の対象 | |
| 2-4 計画の体系図 | |
| 第3章 計画推進の基本目標と基本方針 | 7 |
| 3-1 基本目標 | |
| 3-2 基本方針 | |
| 第4章 計画推進のための施策 | 9 |
| 4-1 基本方針1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進 | |
| 4-2 基本方針2 学校・市図書館等における子どもの読書活動の推進 | |
| 4-3 基本方針3 子どもの読書環境の整備・充実 | |
| 4-4 基本方針4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及 | |
| 4-5 基本方針5 子どもの読書活動推進体制の整備・充実 | |
| 第5章 子どもの読書活動の推進における第4次目標値の設定 | 26 |
| 資料編 | 27 |
| ・「子ども読書のまち宣言」とシンボルマーク「よむりん」 | |
| ・一宮市子ども読書活動推進懇話会設置要綱 | |
| ・一宮市子ども読書活動推進懇話会委員名簿 | |
| ・一宮市子ども読書活動推進会議設置要綱 | |

第1章 子ども読書活動推進計画（第4次）の策定にあたって

図1-1 これまでの計画策定の背景

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く、生きる力を身に付けていく上で、欠くことができないものであり、社会全体で積極的に、そのための環境整備を推進していくことは、極めて重要なもののと認識し、これまで様々な取り組みがなされてきました。

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めました。

その後平成14年8月、国はすべての子どもがあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定めました。

さらに、平成18年には、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これを受け平成19年には学校教育法等教育関連三法が改正されるなど、教育の基本理念に係わる法律の改正が行われました。また、平成18年には教育再生を目指し、教育の基本にさかのぼった改革を検討する「教育再生会議」が内閣に設置され、子どもの読書に関連する法整備等がなされました。

このような社会情勢の中、当市では、平成19年2月に「一宮市子ども読書活動推進計画（第1次）」を、平成24年12月に「同（第2次）」を、そして平成29年3月に「同（第3次）」を策定しました。また、平成25年12月19日には、子どもの時から読書に親しむことで、読書を基盤とした人づくり、街づくりを進めることを願い、「子ども読書のまち宣言」を制定しました。

そしてこのたび、新しい指針として、令和4年3月に「同（第4次）」を策定しました。



子ども読書のまち宣言記念式典の様子



図1-2 計画の方針

(1)現状の課題についての分析と取り組みの方向性

子どもは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞・雑誌・図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる探究心や真理を求める態度が培われます。

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっています。さらに令和2年から流行した「新型コロナウイルス感染症」により、世界は一変し、人々の生活、価値観や行動、経済や文化など社会全体に広範かつ多面的に影響を与えており、これまでの考え方、手法が通用しない状況に陥っています。

このような中、子どもたちには様々な変化・困難に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、さまざまな情報を見極め、新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で、目的を再構築できるようにすることが求められています。

一方、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にあります。あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を確認したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているとの指摘もあります。

このような現状の課題を解決するためには、子どもの読書活動の重要性が高まっていると考えられ、発達段階により読書活動の状況に差があることに留意しながら、乳幼児期から実態に応じて、読書に親しむ活動を推進していきます。

(2)これまでの推進計画の継承と推進

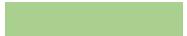
子どもの読書への関心を高めていくためには、乳幼児期から本に親しみ、読書習慣を身に付けていくよう、子どもの興味・関心を尊重しながら、自主的な読書活動を推進していくことが重要です。

また、読書は子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために、必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。このように主体的活動の基礎となる自主的な読書活動は、人格の形成と個人の能力の発達、主体的な社会参画の促進、文化的な社会形成の発展に不可欠です。

以上のような観点から、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえ、その推進を図る取り組みをしてきましたこれまでの計画を今後も継承し、より一層推進していくことは、策定目標の達成に最善と捉え、「一宮市子ども読書活動推進計画（第4次）」においても、これまでの設定項目を継承し推進していきます。（P6「計画の体系図」参照）

図1-3 第3次推進計画の取り組みと進捗状況

第3次推進計画での各設定項目の進捗状況は、以下のとおりです。

 : 目標値へ到達している項目

 : 目標値へ到達していない項目

| 基本方針 | | 施 策 | | 設 定 項 目 | | H29年度 (第3次計 画策定) | H30年度 | R元年度 | ※R2年度 | R3年度 (目標値) | | |
|------------------------------|-----------------------|--|------------------------------------|---------|--------|------------------------|--------|--------|-------|---------------|--|--|
| 1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進 | (1) 家庭の役割 | (1) ブックスタート事業における絵本配布率 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 99.9% | 100% | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | (2) 地域の役割 | ① 児童図書資料(除籍本含む)の児童館・児童クラブ・保育園への配布率 | | | | | | | | | |
| | | | 児童館 | 72% | 72% | 52% | 56% | 100% | | | | |
| | | | 児童クラブ | 87.9% | 81.8% | 90.9% | 81.8% | 100% | | | | |
| | (1) 学校の役割 | ① 児童生徒一人当たりの1か月間の読書冊数 | | | | | | | | | | |
| | | 小学校低学年 | 24.9冊 | 25.6冊 | 23.1冊 | 調査未実施 | 27.1冊 | | | | | |
| | | 小学校高学年 | 13.3冊 | 12.4冊 | 12.2冊 | 調査未実施 | 14.8冊 | | | | | |
| | | 中学校 | 5.0冊 | 5.4冊 | 5.2冊 | 調査未実施 | 5.3冊 | | | | | |
| | | ② 児童生徒1か月間の不読率 | | | | | | | | | | |
| 2 学校・市図書館等における子どもの読書活動の推進 | (2) 図書館の役割 | ① 移動図書館の小学校ステーション数 | | | | | | | | | | |
| | | 小学校 | 13校 | 13校 | 13校 | 13校 | 13校 | | | | | |
| | | ② 児童1人当たり児童図書蔵書冊数(※児童とは0歳から12歳までをさす) | | | | | | | | | | |
| | | | 7.7冊 | 8.0冊 | 8.2冊 | 8.0冊 | 8.7冊 | | | | | |
| | | ③ 児童1人当たり年間児童図書貸出冊数(※児童とは0歳から12歳までをさす) | | | | | | | | | | |
| | (3) 子育て支援センター・児童館等の役割 | ① (子育て支援センター)低年齢児向けの絵本の蔵書冊数 | | | | | | | | | | |
| | | | 2,333冊 | 2,438冊 | 2,523冊 | 2,602冊 | 2,150冊 | | | | | |
| | | ② (放課後児童クラブ)夏休みなど一日保育時の読み聞かせ活動の実施率 | | | | | | | | | | |
| | | 児童館 | 100% | 100% | 96% | 88% | 100% | | | | | |
| | | 児童クラブ | 100% | 100% | 94% | 76% | 100% | | | | | |
| 3 子どもの読書環境の整備・充実 | (1) 学校図書館の整備・充実 | ① 園児1人当たり蔵書冊数 | | | | | | | | | | |
| | | | 5冊 | 12冊 | 14冊 | 14冊 | 7冊 | | | | | |
| | | ② (公立保育園)保護者への絵本の貸出率 | | | | | | | | | | |
| | | | 98% | 100% | 98% | 2% | 100% | | | | | |
| | | ① 学校図書館図書整備率(蔵書合計/標準冊数合計) | | | | | | | | | | |
| | | 小学校 | 124% | 125% | 125% | 125% | 120% | | | | | |
| | | 中学校 | 124% | 125% | 124% | 124% | 120% | | | | | |

※R2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各種事業を中止しています。

図1-4 第3次推進計画以降に開始した主な事業

第3次推進計画での基本方針2「学校・市図書館等における子どもの読書活動の推進」の計画推進のための施策（2）「図書館の役割」の中で、具体的な取り組みとして次の事業を開始しました。

- ・ぬいぐるみおとまり会の開催

子どもたちのお気に入りのぬいぐるみが夜の図書館に泊まり、館内を体験するという疑似体験を通して、子どもたちに図書館や読書に親しみを持ってもらうことを目的に開催しました。

- ・出張ビブリオバトル講座の開催

市内各小学校でビブリオバトルの講座を開催しました。

- ・夏休み小中学生配架応援隊の開催

図書館の本の並び方の仕組みを学びながら、配架を体験することを目的に開催しました。

「ぬいぐるみおとまり会」の様子



「出張ビブリオバトル講座」の様子

「夏休み小中学生配架応援隊」の様子



第2章 子ども読書活動推進計画（第4次）の基本的な考え方

2-1 計画策定の目的

この「一宮市子ども読書活動推進計画」は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づいて策定した計画であり、子どもが読書を通じて、知識と感性と人間性を培い、思いやりのある豊かな心を育むよう、子どもの読書活動を推進する基本的な方向を明らかにし、各種の施策を総合的に推進することを目的とします。

これまで、市では、この地に育つすべての子どもたちが、本との幸せな出会いを体験することによって読書の楽しさを知るとともに、いっそう豊かな心が育つよう、家庭・地域・学校・図書館が一体となって、子どもの自主的な読書活動を推進してきました。

さらに、平成25年12月19日には、子どもの時から読書に親しむことで、読書を基盤とした人づくり、街づくりを進めることを願い、「子ども読書のまち宣言」を制定しました。そして、平成29年3月に「第3次推進計画」を策定し、この「子ども読書のまち宣言」の理念を推進してきました。そしてこのたび、この計画を継承し、更に推進していくために、「第4次推進計画」を策定します。

2-2 計画の期間

令和4年度から令和8年度までとします。

2-3 計画の対象

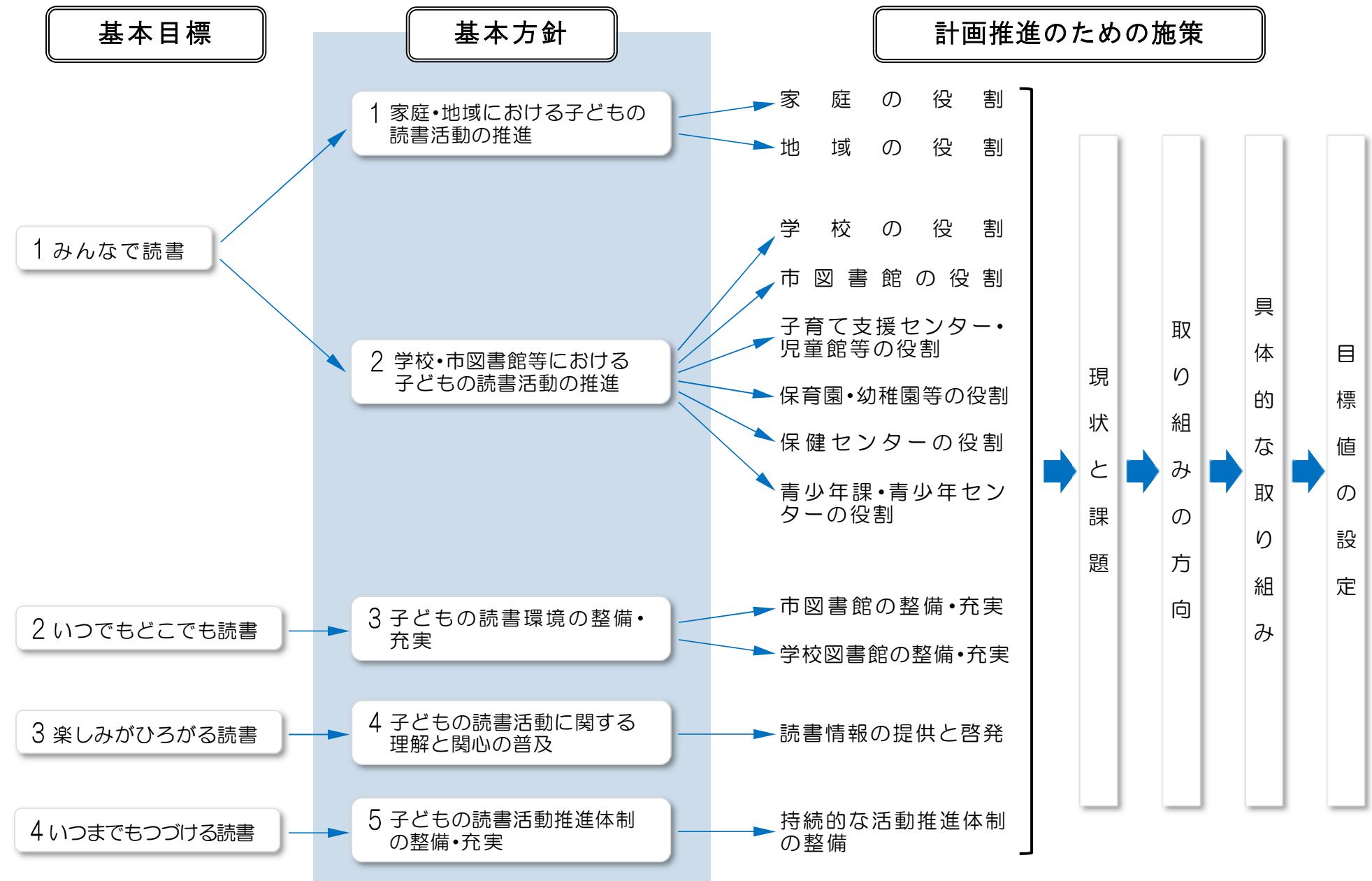
この計画の対象は、0歳からおむね18歳までの子どもとします。

なお、関係者として、子どもの読書活動の推進に関わる保護者を始め、関係団体のボランティア、教職員、図書館運営に係る行政関係者等を対象とします。

2-4 計画の体系図

次のページのとおり

計画の体系図



第3章 計画推進の基本目標と基本方針

第4次計画では、第3次計画の基本的な考え方である「4つの基本目標」と、その実現のための「5つの基本方針」を継承し、これまでの成果・取り組み内容・課題を検証し、読書活動の現状及び社会情勢を踏まえた上で、子ども読書活動を推進する施策を講じていきます。

3-1 基本目標

子どもたちが、たくさんの本と出会い、読書のおもしろさ、読書のすばらしさを発見できるような環境を作るためには、家庭・地域・学校・市図書館等の連携による社会全体での推進が必要です。

「一宮市子ども読書活動推進計画」では、一宮市の未来を担う子どもたちが読書を通じて人生をより深く生きていくことを願い、次の4つを基本目標とします。

基本目標1 みんなで読書

子どもだけでなく、大人にも読書への関心を促し、家庭・地域・学校・市図書館等社会全体で子どもの読書活動の推進に努めます。

基本目標2 いつでもどこでも読書

子どもが本を読みたいと思ったときに、読みたくなる本をできるだけ多く提供できるよう、読書環境の整備・充実に努めます。

基本目標3 楽しみがひろがる読書

子どもに読書の楽しさやすばらしさを伝えるため、市民と行政が協働して啓発活動に努めます。

基本目標4 いつまでもつづける読書

子どもの時に、読書の基本的習慣を身に付けることが大切なことから、推進体制の整備・充実に努めます。

3-2 基本方針

この計画での4つの基本目標を実現するために、次の基本方針を定め、取り組みます。

基本方針1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭や地域のさまざまな場所において、読み聞かせや、読書の時間など継続的な読書活動の場を作ることにより、子どもたちが自然に読書に親しむきっかけ作りと読書習慣の基礎作りを進めます。

基本方針2 学校・市図書館等における子どもの読書活動の推進

市図書館等の豊富な図書資料と、人的資源を有効に活用するとともに、子どもたちにとって身近な読書活動の拠点となる学校図書館の機能を強化することにより、子どもたちの豊かな読書環境を確保します。

基本方針3 子どもの読書環境の整備・充実

学校や市図書館等の地域施設における図書整備の促進など、あらゆる機会・場所において、子どもが本と出会い、触れ合うことのできる環境の整備・充実・創出に努めます。

基本方針4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

毎年4月23日からの『子どもの読書週間』などを中心とした読書推進事業や、子どもたちへのさまざまな機会を捉えた啓発活動を通じて、子どもから大人まで幅広い市民に対し読書活動への理解と協力を促します。

基本方針5 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

保護者や図書館ボランティア、子ども読書活動に関わる市民団体などと一宮市子ども読書活動推進会議との協力体制を取りながら、市民協働による子ども読書活動の推進に取り組みます。



ほたる号出張おはなし会の様子



中央図書館でのおはなし会の様子

第4章 計画推進のための施策

図4-1 基本方針1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1)家庭の役割

■現況と課題、取り組みの方向

家庭で日頃から子どもと一緒に読書する時間を持つことや、家族が楽しく読書する環境を作ること、さらに本について家族で話すというような興味や関心を引き出す家庭での働きかけが、子どもの読書習慣を形成する上で大変効果的と言えます。その重要性をより広く、より多くの人に理解していただけるよう、積極的に家庭への啓発活動を開展します。

- ・保護者が率先して読書に親しむことにより、子どもの読書への関心を引き出し、家庭内での読書環境を整えます。
- ・保護者が乳幼児期の子どもたちに絵本の読み聞かせをして、子どもたちに読書への興味を持たせます。
- ・保護者が子どもと一緒に市図書館や書店を利用し、本のある空間に親しみを持たせます。
- ・子どもが学校図書館や市図書館から借りてきた本を時には保護者も読み、共有する機会を持ちます。
- ・市図書館や児童館その他の関係機関で行っている「おはなし会」などへ子どもたちと共に積極的に参加します。
- ・保護者が、学校や市図書館等で配布する子どもの本のブックリストを活用します。

■具体的な取り組み

- ①広報や図書館だより、図書館ウェブサイトによる家庭における読書活動の啓発
- ②ブックスタート事業による絵本の読み聞かせと配布（P14⑧参照）
- ③「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」の周知及び啓発

(2)地域の役割

■現況と課題、取り組みの方向

家庭や学校の他に、子どもたちが日々を過ごし、子どもの読書と密接に関わる場として「地域」があります。この地域の中には、市図書館等を始め保育園・幼稚園・児童館・児童クラブ等の施設があり、子ども読書に関わる取り組みも実施されています。

また、こうした施設を利用したボランティアによる読み聞かせや、さまざまな読書活動が行われており、学校以外の時間でも子どもたちに読書の楽しさを伝えています。子どもたちは生活している地域において、さまざまな人々とコミュニケーションを図りながら、読書習慣を形成していきます。各々の特長を生かしながら、子どもたちがさらに読書に親しむ機会を増やしていくことが重要です。また、ボラン

ティアグループ等の市民活動団体と市図書館等との連携の強化、市民と行政機関との協働による子ども読書活動を継続的に展開するよう努めます。

■具体的な取り組み

市内の児童館・児童クラブ・保育園・小学校・市図書館では既にボランティアグループによる、絵本・紙芝居の読み聞かせ、ストーリーテリング、朗読等のお話し会がボランティア活動として行われています。

こうしたボランティアグループと協力関係を保ち、計画的・継続的な活動を支援していくとともに、ボランティアの養成に努め、子ども読書活動を推進します。

また、市民との協働で子どもの読書活動を推進する体制を整えるように努めます。その他として、現在、児童図書資料（図書館除籍本）を、児童館・児童クラブや保育園に配布していますが、今後も継続し、有効利用に努めます。

- ①ボランティア講習会を開催
- ②ボランティアグループ間のコミュニケーションを図るため交流会・研修会の開催や呼びかけ
- ③子どもと本を結ぶための関連施設相互の意見交換・情報交換の推進
- ④児童図書資料（図書館除籍本）の有効活用



子ども読書の日記念行事
「工作教室」の様子

「赤ちゃんとパパ・ママのための
おはなし会」の様子



図4-2 基本方針2 学校・市図書館等における子どもの読書活動の推進

(1)学校の役割

■現況と課題、取り組みの方向

子どもが多くの時間を過ごす学校は、読書習慣を形成する上で重要な役割を担っています。学校では、国語科をはじめとする学習活動全般を通じて、多様な読書活動を展開し、子どもが意欲的に読書に取り組めるよう工夫しています。

本の紹介や本を通しての交流活動、「朝の読書」などの取り組みは、読書の楽しさとともに、心の豊かさを育んでいます。特に、各小中学校で実施している「朝の読書」は、読書活動のきっかけとなるだけでなく、落ち着いた学習環境・生活環境を作ることにも役立っています。

読書活動をさらに推進させるためには、学校図書館において子どもたちが学習活動で適切な情報を得られる図書資料の充実も必要であり、子どもたちのさまざまなニーズに合わせた読書環境の整備や読書を日常的なものにする指導を充実していくことが大切です。

そのため、今後も図書資料の充実を進めるとともに、各小中学校に配置された専門の知識を持つ司書教諭、学校図書館司書を中心に、子どもたちの多種多様な興味・関心に応えられるように環境整備をしていくことが必要です。学校では、読書時間の確保することや読書意欲を高める取り組み、読書の啓発が必要です。

■具体的な取り組み

- ①教職員参加の読書時間の確保と多様な読書指導の展開
- ②家庭や地域と連携して取り組む読書活動の奨励
- ③良書の紹介と読書傾向を広げる指導
- ④図書資料の充実と情報化の推進
- ⑤学校図書館司書と学校図書館ボランティアとの協働
- ⑥P T Aによる読書活動の推進
- ⑦学校における図書委員会の充実

小学校での読み聞かせの様子



(2)市図書館の役割

■現況と課題、取り組みの方向

市図書館では子ども読書活動推進に対して各図書館と連携を図り、子どもたちにとり図書館が笑顔あふれる居心地のいい場所になるよう努め、様々な事業を展開します。

■具体的な取り組み

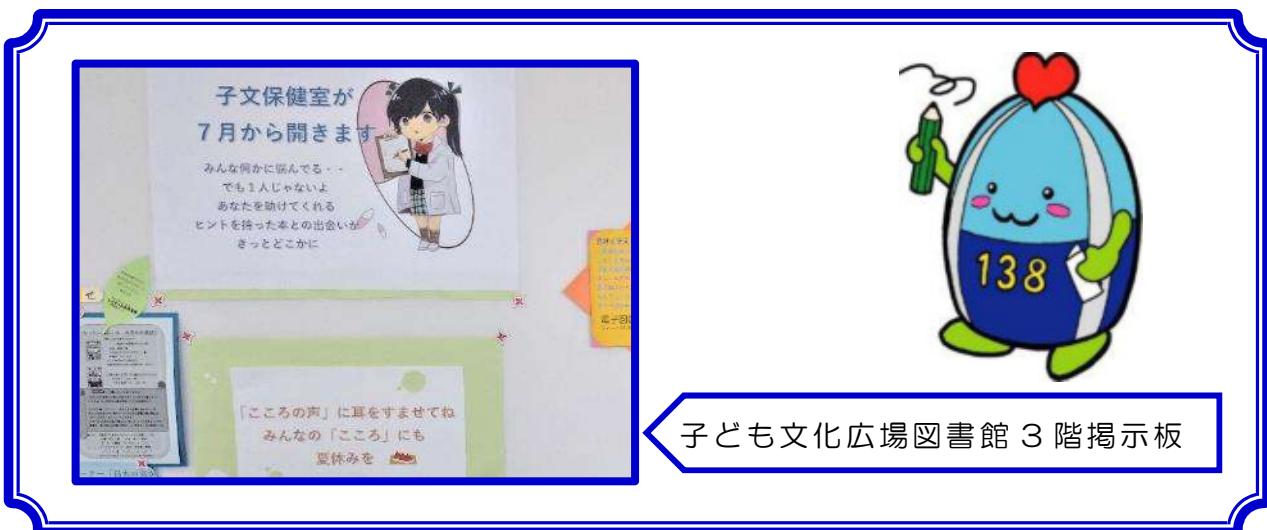
① 子どもに読んでほしい図書の情報発信の継続・強化

市図書館では、読み聞かせやストーリーテリング、各種講座、講演会の開催案内のほか、新着図書やお勧め本などの情報を発信することで、読書意欲の向上を図っています。情報発信手段として、図書館ウェブサイトがあります。このウェブサイトには蔵書検索や本の予約機能もあります。また、令和元年6月よりツイッターでの発信を開始しました。

広報には「本を読もうよ！」のコーナーでお勧め本を紹介しています。市図書館の機関紙「図書館だより」「としょかんだより 子ども版」(毎年6回発行)や、子どもの読書活動の支えとなる「おすすめリスト」を発行しています。

- ・0, 1, 2才の赤ちゃん向けには「はじめましてえほん」(年1回発行)
- ・3才頃からの幼児向けには「ここにちは絵本」(年1回発行)
- ・小学生を対象にした児童書リスト「紙ひこうき」(年1回発行)
- ・中学生・高校生を対象にした「ポラリス」(年4回発行)

また、課題図書や推薦図書を置いた特設コーナー、季節に合ったコーナー展示、ヤングアダルトへのお勧め本を集めた「ティーンズコーナー」、そして、子どもフェスティバル、お年玉パック、YAお年玉パック、こどもおみくじなどのイベントを行い、子どもたちがお気に入りの本に少しでも出会うことができる工夫も行っています。



② 図書館体験の場、機会の充実・拡充

小学5・6年生を対象に広報や図書館ウェブサイトなどで参加者を募集し、「小学生一日図書館員体験」を行ったり、中学2年生の職場体験学習や小学2年生の図書館見学を積極的に受け入れ、市図書館に対する理解を深め、親しみを持ってもらうことを行っ

ています。また、保育園児に対してもDVDの上映や読み聞かせなどを実施し、読みたい本を自由に選んでもらい、「団体貸出」を行っています。

③体験型読書活動を活用した児童サービスの充実

市図書館が主催する事業としては非常に珍しい「児童文化教室」を子ども文化広場図書館で行っています。この事業は、理科、電気、パソコン、サイエンス、音楽、美術、工作、読書、国際理解、書道など30程の教室を開催することで、子どもたちの読書へのきっかけ・学習意欲を促進しています。

また、子ども文化広場図書館が子どもに特化した図書館、子どもが安心して利用できる図書館として、これからも事業継続を図っていきます。



④小中学校読書推進支援事業の継続・充実

市図書館の蔵書検索や予約システムを活用し、市図書館が持つ多くの絵本や児童書を、小中学校での「朝の読書」や「調べ学習」に利用いただいている。毎月150冊を上限として市図書館から各学校に配達しています。(小中学校読書推進支援事業)

また、小中学校・保育園・幼稚園・児童館・ボランティアグループなどの団体に、100冊を限度に絵本や紙芝居などを1か月間貸出する「団体貸出」を行っています。令和2年度末の登録団体数は、学校関係で298団体、児童館・保育園・その他で195団体、合計493団体が登録されています。

⑤移動図書館の学校との連携・充実

移動図書館車ほたる号は、図書館から2キロ以上離れ、図書館まで足を運ぶことの難しい地域の人や子どもたちに本を届けるため、運行をしています。常時3,500冊ほどの絵本や児童書、一般書を積み込み、市内のステーションを1か月に1度、定期的に巡回しています(令和3年4月1日現在、39か所)。このサービスは市図書館から離れた地域の子どもの読書活動の推進に大変有効であり、本に接する機会を提供し積極的に展開しています。また13のステーションは市内小学校で、児童たちは巡回日を毎回楽しみにしています。なお貸出カードは学校図書館と市図書館と移動図書館で共通に使用できるものを作成し、小学1年生へ配布しています。

⑥学校図書及び関係者との情報交換、交流の促進

市図書館と学校図書館、児童館、保育園などの職員・ボランティアの情報交換と交流を促す催しとして講習会や講演会を行っています。

⑦図書リサイクル活動の継続・発展

市図書館が除籍した児童書や絵本を、保育園・幼稚園・児童館・児童クラブ・放課後子ども教室・小中学校などに配布する事業を行っています。

また、除籍本だけでなく、「家庭で不要となった絵本や児童書等を、最寄りの市図書館へお持ち下さい。」と広報や図書館ウェブサイトなどで市民の方に呼びかけ、市図書館の除籍本と合わせて各施設へ配布し、読書環境の整備に努めています。



「リサイクル絵本配布事業」の様子

⑧ブックスタート事業の発展・強化

ブックスタート事業では、赤ちゃんの健やかな成長を願って絵本をプレゼントしています。保健センターと連携し、主任児童委員、ブックスタートボランティアと協働し、保健センターでの4か月児健康診査の折、絵本1冊と布袋をセットして、保護者と赤ちゃんに「絵本を読んであげることの大切さ」を説明しながらプレゼントしています。

⑨ボランティアグループとの連携・協働

市内の小学校、市図書館で、読み聞かせやストーリーテリングなどを行っているボランティアグループとの連携を図っています。現在市図書館には、16グループ、162名ほどのボランティアが登録されています。これらのボランティアグループの相互の交流を深めるために、「一宮図書館子どもと本をつなぐボランティアグループ連絡会」、愛称「よむりんサポートーズ」が設立され、勉強会や会員相互の意見交換を兼ねた視察などを行っています。

また、本の整理ボランティア、本の修理ボランティア、本の清掃ボランティアとも連携し、活動の場を広げていけるよう努めています。

⑩特別な支援を必要とする子どもに対応できる資料収集

大活字本、点字図書、LLブック、さわる絵本、DAISY図書などを購入し、特別な支

援を必要とする子どもたちへのサービスに努めています。

また子どもたちに対するレファレンスを積極的に進め、図書館の使い方を知ってもらうように努めています。職員はカウンターで子どもからの問い合わせを待つのではなく、積極的に子どもたちの近くへ行き、子どもの目線に立って一緒に調べ物のお手伝いができるよう心がけています。

⑪研修による図書館職員の資質・能力の向上

愛知図書館協会や愛知県公立図書館長協議会主催の児童サービス全般の研修へ参加しています。職員の資質・能力の向上に努めています。

⑫子ども司書講座の開催

子ども司書講座は、平成27年度から小学生を対象として、子どもたちがより読書や図書館に親しみを持ち、また学校や地域・家庭での読書活動推進の主体的役割を担ってもらうことを目的として開講しています。

「子ども司書講座」の様子



⑬ビブリオバトルの開催

ビブリオバトルは、発表者が今までに読んだ本の中で感銘を受けた本の感想を述べ、観戦者と発表者がその発表に対し投票しチャンプ本を決定するイベントです。

子どもから大人まで図書に親しむ機会を提供するとともに読書活動を推進することを目的とし、平成26年度からは小中学生を中心に募集し、子どもの自主的な読書活動を推進しました。また平成28年度より市内小学校で「出張ビブリオバトル講座」を開催しています。

⑭「よむりん読書通帳」の配付

平成26年10月から、市図書館の本を読み、書名や感想などを記載し、30冊に達した通帳を市図書館窓口に持参すれば、認定証にスタンプを押印する「よむりん読書通帳」の配付を開始しています。

小中学生には学校を通じ全員に配付するとともに、平成27年度からは読書通帳の普

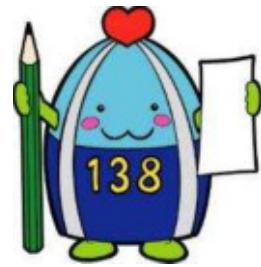
及と啓発を図るため、新小学1年生全員に配付しています。

これにより、小中学生がより多く、市図書館の本を読み、豊かな心を育むよう読書意欲を高めました。

⑯調べ学習講座の開催

平成27年度から、小学生を対象に市図書館の本を使い、調べ学習の課題解決や自分でテーマを決める道筋を理解する「調べ学習講座」を開催しています。

市図書館の本の活用や読書への意欲を高め、研究心の向上に繋がっています。



「調べ学習講座」の様子

⑰電子書籍の導入

平成29年1月から、市内在住の貸出カードを持っている方を対象に、電子書籍サービスを開始しています。貸出点数は一人5点まで、貸出期間は2週間、返却手続きは不要です。令和3年3月末現在で蔵書数は5,380点、その内児童向けは995点有ります。令和2年度の貸出点数は14,286点で、前年度に比べ約5,000点増加しています。今後も蔵書数の充実に努めます。

(3)子育て支援センター・児童館等の役割

■現況と課題

令和3年4月1日現在、子育て支援センターは6か所、子育てひろばは2か所、児童館は25館、児童クラブは34か所あります。その内、子育て支援センター5か所では、家庭の読み聞かせを促進させるなどの目的で、児童図書の貸し出しを行っています。

児童館と児童クラブでは、日常の支援の中での学習時間や食事後などの休息時間を利用して、子どもたちが個々に読書をし、本に親しんでいます。

また、ほとんどの児童館と児童クラブでは、長期休業中の放課後児童クラブにおいて、子どもたちが本に親しみ豊かな心が育つよう、本の読み聞かせを行っています。

今後は、より読書環境を整え、読書時間の充実を図り、保育士や支援員等の読書活動に関する知識・技能の向上に努めます。

■取り組みの方向

保育士や支援員等にとって必要な知識・技能を高めるために、子どもの読書活動に関

する研修に参加し、子どもの年齢や発達段階に応じた「読み聞かせ」に積極的に取り組んでいきます。

図書資料の充実を図り、読書環境の整備に努めるとともに、市図書館や読み聞かせ等ボランティア団体との連携を深め、情報の共有化を図ります。

■具体的な取り組み

- ①放課後児童クラブ等における、年齢や発達段階に応じた読書指導の推進
- ②子育て支援センター等の保護者に対する子どもの読書活動の意義や重要性の啓発
- ③保育士・支援員等に対する研修
- ④図書資料の整備・充実と情報の共有化

(4)保育園・幼稚園等の役割

■現況と課題

令和3年4月1日現在、保育園68園（公立53園、私立15園）、幼稚園21園、認定こども園4園、地域型保育事業所19園があります。

園生活で乳幼児たちが絵本に親しみ、楽しさを感じることができるように、年齢に応じた読み聞かせなどをほぼ毎日保育の中で取り入れています。特に、乳児に対しては保育士との温かいふれあいを大切にした読み聞かせに努めています。

各保育園の絵本の種類や蔵書数の規模はさまざまですが、絵本コーナーや絵本の部屋を設け、子どもたちが絵本や物語と出会い言語感覚や豊かな情操をはぐくむことが出来るよう、環境整備に努めています。

市図書館の団体貸出の利用や、地域の読み聞かせボランティアを積極的に受け入れている園もあります。

保護者に対しては、ほとんどの園が親子で絵本を楽しんでもらえるよう本の貸し出しを行っています。また、「絵本の大切さ・読み聞かせ」の講習を開催したり、園だよりで園児たちに好評な絵本を紹介したり、保護者の集まる参観日を利用して読み聞かせの大切さを伝えたりして啓発に努めています。

さらに、園庭開放・地域の育児サークル活動の中で、未就園児に読み聞かせをし、保護者にはその大切さを啓発しています。



保育園での読み聞かせの様子



■取り組みの方向

各園の図書資料の計画的な整備に努めるとともに、子どもたちが絵本や物語を身近なものと感じられるよう、絵本コーナーなどの環境整備を図っていきます。また、保育士・幼稚園教諭の読書活動に関する研修を開催するとともに、保護者への読書啓発活動を推進します。

■具体的な取り組み

- ①園児や地域の子育て支援としての読み聞かせの実施
- ②子どもにとってよりよい図書の選定・購入と図書資料の充実
- ③園児の保護者、地域の未就園児の保護者に絵本の貸し出しの実施
- ④保育士等に対する研修

(5)保健センターの役割

■現況と課題

保健センターで開催している4か月児健康診査において、来所された親子への市図書館職員、主任児童委員、ボランティアによるブックスタート事業に協力しています。

平成14年8月より協力開始、平成18年4月から平成21年9月までは9か月児健康相談時に変更し、平成21年4月からは、また4か月児健康診査時にもどして協力しています。

■取り組みの方向

ブックスタート事業の協力及び市図書館との連携を図りながら、乳幼児の親子へ絵本の読み聞かせのすばらしさを伝えます。

■具体的な取り組み

- ①ブックスタート事業に関して市図書館等との連携協力の継続
- ②健康診査及び相談時におけるブックスタート事業の啓発



ブックスタートを行っている様子

(6)青少年課・青少年センターの役割

■現況と課題

毎年10月に開催しています「青少年による本をすすめる市民運動」の周知・啓発を行っています。また、ミーティングルームに図書コーナーを設置しています。

■取り組みの方向

「青少年による本をすすめる市民運動」を引き続き推進していきます。来所する子どもたちが、読書に親しみを持つことができるよう、市図書館との連携を図り利用しやすい図書コーナーになるよう努めます。

■具体的な取り組み

- ① 「青少年による本をすすめる市民運動」の市広報・ディスプレイ・ウェブサイトでの啓発
- ② 「青少年による本をすすめる市民運動」の全小中学校への周知
- ③ 市図書館と連携し、児童図書を含めた図書コーナーの充実

図4-3 基本方針3 子どもの読書環境の整備・充実

(1)市図書館の整備・充実

■現況と課題

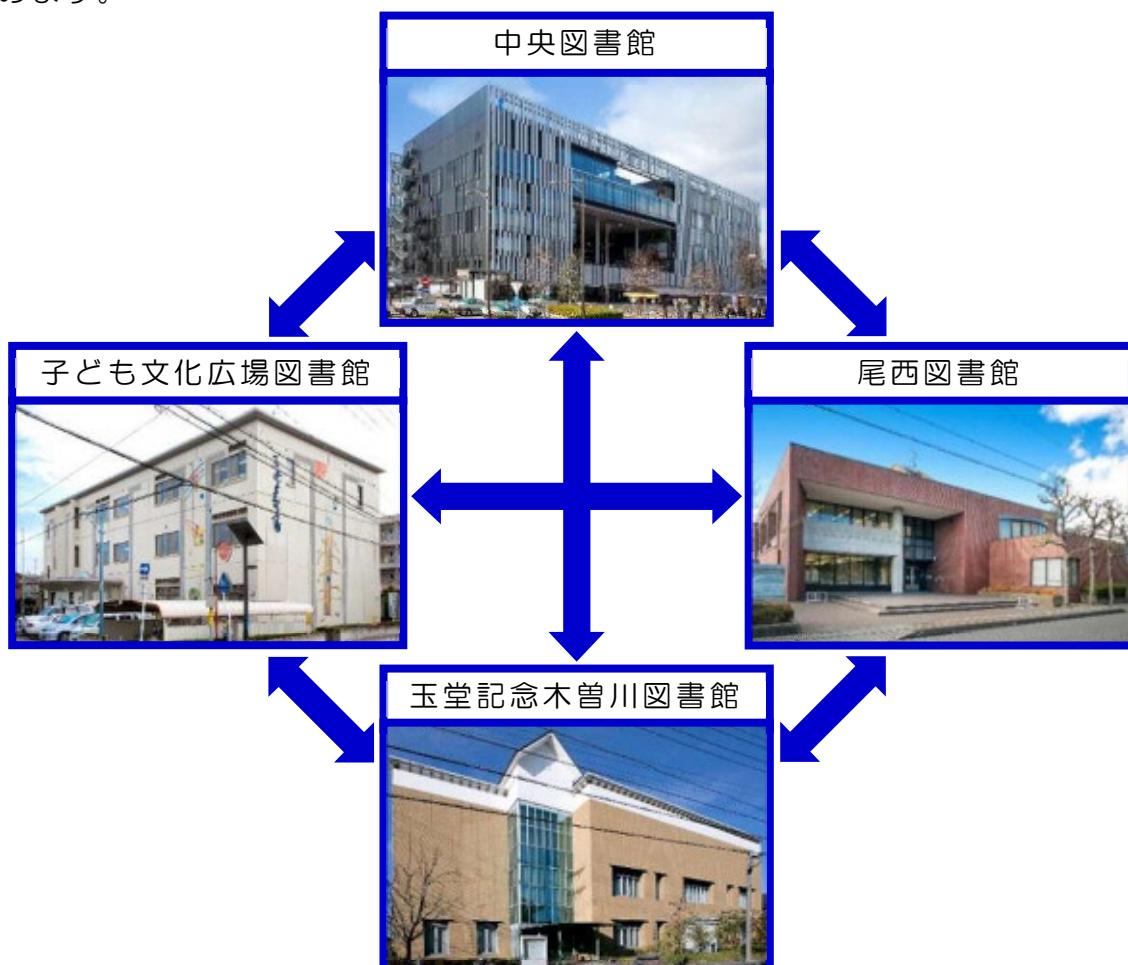
中央図書館が、尾張一宮駅前ビルの中に豊島図書館の機能を移転し、新図書館として開館しました。

「知をつむぐ 学びふれあい憩いの場」を基本コンセプトとし、平成19年3月に策定した（仮称）中央図書館整備基本計画を基に、市民の皆さんのが、生涯に渡って主体的に学び続ける場として役割を持つとともに、新たな交流を創出する場、安らぎの場として開館しました。

中央図書館の5階全フロアは、児童図書コーナーに特化し、児童担当職員を配置して、親子で、子どもたち同士で、安心・安全に利用できる子どものための施設として、子ども文化広場図書館とともに児童サービスのための児童図書館機能を充実させました。

中央図書館の開館で、市全域での児童サービス網が充実し、親子で、また子どもたち自身で利用でき、楽しんで本を選ぶ機会と場所が増えることになりました。

当市では中央図書館を始め各図書館で、読み聞かせ・児童文化教室の開催など、子どもたちが本と出会える場所としてだけでなく、児童のための図書館として、内容の充実に努めます。



■取り組みの方向

これから市図書館における子どもの読書活動推進のあり方を、中央図書館を中心に、尾西図書館、玉堂記念木曽川図書館、子ども文化広場図書館が連携して、読書による子どもの創造性を育む活動に取り組んでいくことが重要と捉えています。

よって市図書館としては、子どもの読書活動を推進していくため、豊富で多様な図書資料の整備をさらに進めています。

読み聞かせ、児童文化教室、小学生一日図書館員体験などの体験型読書活動を充実していきます。

また、読み聞かせボランティアとの協働、育成に努め、小中学校読書支援事業の継続、充実にも努めます。

さらには、移動図書館車ほたる号での遠隔地での児童への図書館サービスの継続に努めます。

■具体的な取り組み

- ①児童用、ティーンズ用の図書資料の充実
- ②読書活動における体験の場の充実
- ③中央図書館を中心とする市図書館の連携強化



中央図書館の
ティーンズコーナー



移動図書館車「ほたる号」

(2)学校図書館の整備・充実

■現況と課題

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには、地域の情報収集や地域の情報発信の場として、今後の役割が期待されています。児童生徒に対しては、想像力を培い学習に対する興味・関心等を呼び起こすなど、豊かな心を育む「読書センター」としての機能とともに、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、資料収集等に寄与する「学習情報センター」としての機能を果たすことが求められています。

現在、市内全小中学校内では蔵書のデータベース化が済み、コンピュータ処理されるようになっています。市図書館との間では、インターネットを利用して、市図書館の蔵書の検索と予約サービスが可能となっています。

子どもたちにとって、利用しやすく、気軽に読書が楽しめる魅力ある学校図書館づくりのために、破損や老朽化した図書を更新し、図書館資料を適切に維持していく必要があります。

■取り組みの方向

「読書センター」「学習情報センター」としての機能を併せ持った、充実した学校図書館づくりを目指し、市図書館との連携を深め、子どもの読書活動を支援するための環境整備に努めます。

■具体的な取り組み

- ①市図書館の図書資料等の有効活用
- ②学校図書館の図書資料の維持・更新
- ③学校図書館システムの維持・更新

図書館の使い方について学ぶ様子



図4-4 基本方針4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 読書情報の提供と啓発

■現況と課題

家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の楽しさや必要性、重要性などについて、幅広く市民に理解していただくことが必要です。「子ども読書の日」は、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において定められています。

地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を展開するよう努めなければならないとされています。

現在、市図書館や学校図書館等では子どもと本を結びつけるための情報提供やさまざまな事業の企画などを行っています。また、市図書館では、インターネットやスマートフォンなどを用いて、いつでもどこでもアクセスできる情報を市民のもとに届けられるよう、図書館ウェブサイトの充実に努めています。地域社会全体で子どもの読書活動をさらに推進するためには、今後市図書館等の事業や、推薦図書、優れた読書活動などについて、より広範で新鮮な情報提供を行っていくことが必要です。

子どもたちが読書の楽しみを見つけ、読書への関心を持つようになる環境づくりを推進するとともに、家庭をはじめ、地域社会全体で読書活動への取り組みの気運が高まるよう、効果的な啓発及び広報活動を展開する必要があります。

■取り組みの方向

子ども読書活動を幅広く市民に理解していただくために、「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」、「秋の読書週間」などの読書啓発の時期を中心に展開する事業や、市内で開催される子どもや親子が集まるさまざまなイベントを通じて、多様な広報・啓発活動を進め、子どもの読書活動への関心を高める取り組みを行います。

子どもの読書活動の推進には、大人が深く関わることが重要なことから、家庭や地域に対して、子どもが本に親しむことの大切さを啓発していきます。そのため、市図書館等で収集した情報をはじめ、学校図書館司書や学校図書館ボランティア等のネットワーク、インターネット等の媒体を通じて収集した多様な情報等を集約していきます。それらの読書関連情報を「いちのみやとしょかんだより（子ども版）」等にまとめて配布するとともに、広報や図書館ウェブサイトの内容や使い勝手を工夫し、より広く市民に充実した情報を提供するよう努めています。

■具体的な取り組み

- ①子どもの読書活動に関する普及・啓発
- ②「子どもの読書週間」の周知・徹底と読書活動関連事業推進
- ③子どもの読書活動推進のシンボルマーク「よむりん」を使っての啓発活動
(写真①)
- ④「子ども読書の日」に読書活動関連事業推進
- ⑤「いちのみやとしょかんだより（子ども版）」の充実と、学校や関係機関への配布
(写真②：年6回発行)
- ⑥年代別推薦図書やテーマ別ブックリストの作成・配布（写真③）
- ⑦図書館ウェブサイト等への子ども読書活動推進の情報提供（写真④）



図4-5 基本方針5 子どもの読書活動推進体制の整備・充実

(1)持続的な活動推進体制の整備

■現況と課題

子どもの読書活動を積極的に進めるには、家庭・地域・学校等の特性に応じた取り組みが必要です。また、それぞれの場での創意工夫に満ちた読書活動が求められています。それそれが単独で行っていくだけではなく、一宮市の子どもたちの現状を踏まえながら読書に関わる施設や関係機関が連携・協力して事業を開発するなど、広い視野に立った読書活動の推進が求められています。

また、子どもの読書活動推進の上で大きな力となっているボランティア活動についても、市図書館が中心となり、各団体の支援やスキルアップのための講座を開催したり、団体相互の情報交換の場の提供に努めています。

さらに、「子ども読書活動推進懇話会」等を開催し、子ども読書に関する施策の進捗状況の確認を行い、審議の上、さまざまな施策の計画的な推進を目指しています。

■取り組みの方向

全市をあげて子ども読書活動を活発にするためには、関係施設や機関、団体が協力し連携するためのネットワークを作り、情報交換・意見交換の場を設定する必要があります。また、読書活動を支援・推進する人や団体は、幅広い知識や技術が要求されるため、読み聞かせ講習会や講演会の開催を通して、資質の向上を図るとともに人材の育成に努める必要があります。

このため「子ども読書活動推進懇話会」等の開催にて、子ども読書に関する施策の進捗状況を把握し、審議するとともに、市民の意見を反映し適宜必要な見直しを行い、「一宮市子ども読書活動推進計画」の実施を目指します。また、「子ども読書のまち宣言」の理念を推進し、より積極的な読書活動の推進を図っていきます。

■具体的な取り組み

- ①子ども読書活動推進懇話会・子ども読書活動推進会議の定期的開催
- ②関係施設・機関等との連携
- ③人材の育成と連携



「子ども読書活動推進懇話会」の様子



第5章 子どもの読書活動の推進における第4次目標値の設定

この計画を着実に推進するために、分かりやすい明確な目標を掲げ、現況と第4次の目標値を明らかにするとともに、定期的に計画の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて施策や事業の再検討・調整を行います。

| 施 策 | 目 標 指 標 | ※R2年度 (実績値) | R3年度 (第3次計画 策定期目標値) | R8年度 (目標値) |
|-------------------|--|----------------|---------------------------|---------------|
| 家庭の役割 | ① ブックスタート事業における絵本配布率 | | | |
| | | 99.9% | 100% | 100% |
| 地域の役割 | ① 児童図書資料(除籍本含む)の児童館・児童クラブ・保育園への配布率 | | | |
| | 児童館 | 56.0% | 100% | 100% |
| | 児童クラブ | 81.8% | 100% | 100% |
| | 保育園 | 30.4% | 100% | 100% |
| 学校の役割 | ① 児童生徒一人当たりの1か月間の読書冊数 | | | |
| | 小学校低学年 | 調査未実施 | 27.1冊 | 27.1冊 |
| | 小学校高学年 | 調査未実施 | 14.8冊 | 14.8冊 |
| | 中学校 | 調査未実施 | 5.3冊 | 5.3冊 |
| | ② 児童生徒1か月間の不読率 | | | |
| | 小学校 | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 中学校 | 0.4% | 0.0% | 0.0% |
| 図書館の役割 | ① 移動図書館の小学校ステーション数 | | | |
| | 小学校 | 13校 | 13校 | 13校 |
| | ② 児童1人当たり児童図書蔵書冊数(※児童とは0歳から12歳までをさす) | | | |
| | | 8.0冊 | 8.7冊 | 8.7冊 |
| | ③ 児童1人当たり年間児童図書貸出冊数(※児童とは0歳から12歳までをさす) | | | |
| | | 21.7冊 | 29.3冊 | 29.3冊 |
| 子育て支援センター・児童館等の役割 | ① (子育て支援センター)低年齢児向けの絵本の蔵書冊数 | | | |
| | | 2,602冊 | 2,150冊 | 2,800冊 |
| | ② (放課後児童クラブ)夏休みなど一日保育時の読み聞かせ活動の実施率 | | | |
| | 児童館 | 88.0% | 100% | 100% |
| 保育園・幼稚園等の役割 | ① 園児1人当たり蔵書冊数 | | | |
| | | 14冊 | 7冊 | 15冊 |
| | ② (公立保育園)保護者への絵本の貸出率 | | | |
| | | 2.0% | 100% | 100% |
| 学校図書館の整備・充実 | ① 学校図書館図書整備率(蔵書合計/標準冊数合計) | | | |
| | 小学校 | 125% | 120% | 120% |
| | 中学校 | 124% | 120% | 120% |

※R2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各種事業を中止しています。

資料編

■ 「子ども読書のまち宣言」とシンボルマーク「よむりん」 28

■ 一宮市子ども読書活動推進懇話会設置要綱 29

■ 一宮市子ども読書活動推進懇話会委員名簿 30

■ 一宮市子ども読書活動推進会議設置要綱 30

「子ども読書のまち宣言」とシンボルマーク「よむりん」



子ども読書のまち宣言



読書は、言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、感性を養ってくれます。本を読むことは、子どもたちにとって、人生を魅力的なものにしていく上で欠かせないことです。

一宮市は、この地に育つすべての子どもたちが、本との幸せな出会いを体験することによって読書の楽しさを知るとともに、いっそう豊かな心が育つよう、家庭・地域・学校・図書館が一体となって、子どもの自主的な読書活動を推進してきました。

私たちは、子どもの時から読書に親しむことで、読書を基盤とした人づくり、街づくりを進めることを願い、ここに「子ども読書のまち」を宣言します。

1、わたしたちは、いつでも本を大切にし、いっぱい知識を学びます。

1、わたしたちは、ちいさいときから読書に親しみ、ちいきの人たちと本を通して交流します。

1、わたしたちは、のんびりと家族で本を楽しみ、のびのびとした豊かな心を育てます。

1、わたしたちは、みんなが気持ちよく本を読み、みんなの笑顔があふれる図書館にします。

1、わたしたちは、やっぱり本が好きといえる、やさしさと思いやりのある子ども読書のまちをつくります。

平成25年12月19日 一宮市

※宣言文は、「い」「ち」「の」「み」「や」の頭文字がついており、原案は市内の小中学生が考えました。

平成25年2月、市内の全小中学校の児童生徒を対象に「い」「ち」「の」「み」「や」の各文字を頭にした宣言文の案を募集しました。それを基に、平成25年3月に開催された小中学生代表62名による「子ども読書サミット」によって、子どもたち自身が大切と思う宣言文案が選定されました。その後、「子ども読書サミット」での活発な意見を中心に素案を作り、子ども読書活動推進懇話会の議論を経て、上記の宣言文がまとめました。

平成25年12月19日、市議会の議決を経て一宮市は「子ども読書のまち宣言」を行いました。

■ 一宮市子ども読書活動推進シンボルマーク「よむりん」

一宮市は「一宮市子ども読書活動推進計画」を平成19年2月に策定しました。この計画を積極的に推進する一助として、「一宮市子ども読書活動推進シンボルマーク」を作成しました。

このシンボルマークは、平成19年10月、公募のち審査会により決定しました。平成20年10月、市内小中学生を中心に愛称の募集を行い、平成21年1月、「一宮市子ども読書活動推進懇話会」における協議の結果、「よむりん」と決定しました。



一宮市子ども読書活動推進懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 子どもの自主的な読書活動ができる環境を整備するため策定した「一宮市子どもの読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)の計画的な推進を図り、広く市民の意見を反映させるため、有識者等で構成する一宮市子ども読書活動推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の推進に関して提言を行うこと。
- (2) その他子どもの読書活動全般に係る事項。

(構 成)

第3条 懇話会は、市長が委嘱する委員10名以内で構成する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(身 分)

第4条 委員の身分は、非常勤の特別職とする。

(組 織)

第5条 懇話会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。
3 副会長は、会長が選任する。
4 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、副会長は、会長に事故あるときに、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 懇話会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(庶 務)

第7条 懇話会の庶務は、活力創造部図書館管理課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱で定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

■ 一宮市子ども読書活動推進懇話会委員名簿

| 区分 | 団体名・肩書 | 氏名 |
|----------|-----------------------------------|--------|
| 学校教育 | 一宮市立小中学校教育研究部 学校図書館教育部部長 | 伊藤 文代 |
| 学識経験 | 一宮市立子ども文化広場図書館 専門員経験者 | 小澤 江里 |
| | 木曽川町立図書館資料 選定委員経験者 | 嶋崎 宗子 |
| 福祉関係 | 主任児童委員 | 小澤 悅子 |
| ボランティア関係 | おはなしボランティアグループ 代表経験者 | 加藤 啓子 |
| | おはなしボランティアグループ 代表経験者 | 中條 紀子 |
| | 一宮図書館子どもと本をつなぐボラ ンティアグループ連絡会代表 | 虫鹿 典子 |
| 施設利用 | 施設利用者代表 | 大野 瑞穂 |
| 保護者関係 | 一宮市立小中学校 PTA 連絡協議会 役員経験者 | 長谷川 淳子 |
| 運営関係 | 一宮市立中央図書館館長経験者 | 内藤 俊和 |

■ 一宮市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するた
め、一宮市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 子どもの読書活動に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。この場合において、同表に掲げる職にある者が複数あるときは、所属長が指定するそのうちいずれか1人とする。

3 会長は、推進会議を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第4条 推進会議の会議は、必要に応じて、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して出席を求め、意見を聞くことができる。

(計画策定部会)

第5条 推進会議に計画策定部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、読書活動推進計画の策定について調査研究を行い、その結果を推進会議に報告する。

3 部会は、計画策定部会長及び計画策定部員をもって組織する。

4 計画策定部会長及び計画策定部員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。この場合においては、第3条第2項後段の規定を準用する。

5 計画策定部会長は、部会の会議を招集し、これを主宰する。

6 計画策定部会長に事故あるときは、計画策定部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、活力創造部図書館管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年8月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年10月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

| | | |
|-----|--------|----------|
| 会長 | 教育委員会 | 教育長 |
| 副会長 | 活力創造部 | 活力創造部長 |
| 委 員 | 子ども家庭部 | 子ども家庭部次長 |
| | | 子育て支援課長 |
| | | 保育課長 |
| | | 青少年課長 |
| | 市民健康部 | 市民健康部次長 |
| | | 健康支援課長 |
| | 教育委員会 | 教育部次長 |
| | | 総務課長 |
| | | 学校教育課長 |
| | | 生涯学習課長 |
| | 活力創造部 | 活力創造部次長 |
| | | 図書館長 |

別表第2 (第5条関係)

| | | |
|-----|--------|------------|
| 部会長 | 活力創造部 | 図書館長 |
| 部 員 | 子ども家庭部 | 子育て支援課専任課長 |
| | | 保育課専任課長 |
| | | 青少年課専任課長 |
| | 市民健康部 | 健康支援課専任課長 |
| | 教育委員会 | 総務課専任課長 |
| | | 学校教育課専任課長 |
| | | 生涯学習課専任課長 |
| | 活力創造部 | 図書館管理課専任課長 |



一宮市子ども読書活動推進計画（第4次）

発行年月 令和4年3月
発 行 一宮市
編 集 活力創造部 図書館管理課
〒491-0858
一宮市栄3丁目1番2号 尾張一宮駅前ビル
TEL : 0586-72-2343 FAX : 0586-23-2136